

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名		環境省		事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
法人名	類型名(区分)	事務・事業名	廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他		
独立行政法人環境再生 保全機構	共済・保険・労務提供 等型	公害健康被害補償業 務	-	-	公害患者補償のための 賦課金を企業から徴収 する業務の一部につい ては引き続き民間に開 放するとともに、契約方 式について競争的契約 方式に移行する。	-	-	国は石綿健康被害救済法の施行 後5年以内に施行状況について 検討を加え、その結果に基づき必 要な見直しを行うことと規定されて いることから、石綿健康被害救済 部の組織の再編を検討。(石綿健 康被害救済法附則 § 6)	
	共済・保険・労務提供 等型	公害健康被害予防事 業	-	-	-	-	-		
	助成・給付・委託型	地球環境基金事業	-	-	-	-	-		
	共済・保険・労務提供 等型	PCB廃棄物処理助成 業務	-	-	-	-	-		
	共済・保険・労務提供 等型	最終処分場維持管理 積立金管理業務	-	-	-	-	-		
	共済・保険・労務提供 等型	石綿健康被害救済業 務	-	-	-	-	-		
	共済・保険・労務提供 等型	承継業務	-	-	-	-	-		

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-1)

法人名	独立行政法人環境再生保全機構	府省名	環境省		
沿革	公害健康被害補償予防協会が実施してきた公害健康被害補償予防業務と環境事業団が実施してきた地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成事業などを承継し、平成16年4月1日に設立 平成18年3月から、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行に伴い、石綿による健康被害の救済業務が追加 建設譲渡事業については、平成19年3月31日で施設整備を終了				
役員数（監事を除く。）及び職員数 （平成19年1月1日現在）	役員数			職員数（実員）	
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）		
	4人	4人	0人	156人	
国からの財政支出額の推移 （17～20年度） （単位：百万円）	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
	一般会計	21,038	19,958	19,784	19,752
	特別会計	-	-	7,154	7,255
	計	21,038	19,958	26,937	27,007
	うち運営費交付金	2,668	2,422	2,392	2,297
	うち施設整備費等補助金 うちその他の補助金等	18,370	17,536	24,545	24,710
支出予算額の推移（17～20年度） （単位：百万円）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）	
	123,061	158,003	121,179	131,165	
利益剰余金（又は繰越欠損金の推移） （17・18年度）	平成17年度	平成18年度			
		2,452		3,873	
発生要因	利息収支差(割賦譲渡利息、貸付金利息と借入金利息との差額)等によるもの。				
見直し案	-				
運営費交付金債務残高(17・18年度) （単位：百万円）	平成17年度	平成18年度			
		1,758		2,336	
行政サービス実施コストの推移（17～20年度） （単位：百万円）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）	
	11,925	17,346	18,559	15,730	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）	第1期の中期目標に引き続き、一般管理費及び業務費を削減する。				
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）	一般管理費（移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費及び石綿健康被害救済関係経費を除く。）について、平成15年度比で26.4%を削減 事業費（公害健康被害補償納付金等を除く。）について、4.5%の業務の効率化。運営費交付金を充当する事業費について、平成15年度比で23.4%を削減				

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		大阪支部		
	所在地		大阪市北区曽根崎新地1-1-49		
	職員数		6人		
	支部・事業所等で行う事務・事業名		公害健康被害補償業務 石綿健康被害救済業務		
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	42 (0)		
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	84 (0)		

第1横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し
< 事務・事業関係 >

該当類型		共済・保険・労務提供等型	共済・保険・労務提供等型	助成・給付・委託型	共済・保険・労務提供等型	共済・保険・労務提供等型	共済・保険・労務提供等型	共済・保険・労務提供等型
事務・事業名		公害健康被害補償業務	公害健康被害予防事業	地球環境基金事業	PCB廃棄物処理助成業務	最終処分場維持管理積立金管理業務	石綿健康被害救済業務	承継業務
事務・事業の概要		大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務(機構法 § 10 一)	大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務(機構法 § 10 二)	日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成業務並びに民間環境保全活動の振興に必要な調査研究等に関する業務(機構法 § 10 三、四)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の助成等の業務(機構法 § 10 五)	廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理業務(機構法 § 10 六)	石綿による健康被害の救済に関する業務(機構法 § 10 七)	既に着手している建設譲渡事業(機構法附則 § 7 条 一)(平成19年3月31日で施設整備を終了)設置され、及び譲渡された施設等の割賦金債権又は貸付債権の管理及び回収(機構法附則 § 7 二及び三)
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	11,116,166千円 (251,971千円)	300,000千円 (300,000千円)	823,888千円 (25,873千円)	2,103,091千円 (209千円)	17,445千円 (214千円)	7,820,794千円 (83,958千円)	4,825,741千円 (36,696千円)
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)	61,045,728千円 (1,691,299千円)	7,561,381千円 (6,097,128千円)	921,208千円 (441,660千円)	6,908,591千円 (671,638千円)	92,207千円 (12,035千円)	9,099,242千円 (83,410千円)	45,536,491千円 (1,871,885千円)
事務・事業に係る定員(19年度)		24名	16人	7人	5人	1人	44人	27人
民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体の33、人員等)		公害患者の補償に係る納付金の財源となる汚染負荷量賦課金の徴収、並びに納付金の納付については、法令により、機構が唯一の実施機関であり、同種の事業を行う民間団体はない。(公健法 § 48、55、57)	機構が唯一の実施機関であり、同種の事業を行う民間団体はない。(公健法 § 68)	一部の民間企業において、CSR(企業の社会的責任)活動としてNGO活動への支援を実施している例や、その他の公益団体が少額の助成を行っている例もあるが、CSR活動については、民間企業がそれぞれの理念に基づいて行っているものであって、必ずしも国の施策と合致しているものではないなど、国の環境政策と一体となって実施されている例は見あたらない。また、地球環境基金は、国からの出資に加えて民間からの資金を預かり造成されたものであり、事業の実施の中立性、公平・公正性を確保することが肝要である。したがって、国の政策実施機関に行わせるべきである。	機構が唯一の実施機関であり、同種の事業を行う民間団体はない。(機構法 § 10 五)	機構が唯一の実施機関であり、同種の事業を行う民間団体はない。(廃掃法 § 8 の5、)	石綿健康被害者の認定、救済給付の支給については、法令により、機構が唯一の実施機関であり、同種の事業を行う民間団体はない。(石綿救済法 § 3、4)	機構の建設譲渡事業については、平成18年度をもってすべての事業を終了している。なお、公害防止・環境対策を計画している地方公共団体等の要請を受けて、オーダーメイド方式で施設を建設し、譲渡する事業を行っている民間団体はない。
廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響		現在も約5万人の公害患者があり、廃止された場合には、多数の公害患者の補償等に著しい支障をきたす。	本事業は、昭和62年の公健法改正により、公害患者の認定を打ち切る代わりに、地域住民の健康被害の予防措置を強化するために設けられたものである。現状、ぜん息等の患者は増加傾向にあり、また、対象地域の大気汚染はなお改善の必要な状況にあり、引き続き、継続することが必要不可欠である。	地球環境保全等に関する国際協力を推進し、その他環境保全の取組を進めるうえで、その担い手である民間団体による環境保全活動を促進し、国や地方自治体の環境政策との協働、参画を強化することは地球サミット(1992年)の合意、環境基本法、環境基本計画で示された環境政策の重要な柱のひとつである。地球環境基金はNGO等民間団体の裾野の拡大や育成強化を図り、これまで積み上げた環境保全の取組の成果を地域に着実に根付かせる重要な役割を果たしており、こうした政策目的を達成するための政策手法として必要不可欠な事業である。	PCB廃棄物の適正処理の推進は喫緊の課題であり、民間や地方公共団体では実施困難な全国的、広域的な処理体制の確保を公的機関が責任をもって実施する必要がある業務である。こうした事務・事業を廃止すると、高い有害性を有し、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるPCB廃棄物の適正処理に著しい支障を及ぼす。	最終処分場は、埋立終了後も浸出液の処理等の維持管理を継続して行わなければならないものであるため、設置者が倒産等により不在となった場合には、当該費用が賸えず、維持管理が行われない恐れが生じる。こうしたことから公的機関が責任を持って実施する必要がある。こうした事務・事業を廃止すると、最終処分場の埋立終了後の浸出液の処理等の適正な維持管理が行えず、人の健康及び生活環境に著しい支障をきたす。	石綿健康被害者は、今後もしばらくは増加すると予想されていることから、廃止された場合には、石綿健康被害者の救済ができなくなり、公共上の見地において著しい悪影響を及ぼすこととなる。	建設譲渡事業に係る債権は、過去に旧環境事業団が財政融資資金を調達して施設を建設・譲渡し、長期割賦で回収しているものである。これらの債権の管理回収を行い財政融資資金の返済義務を確実に果たしていることが必要不可欠である。
事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)		個別法で定められた主要業務である。(機構法 § 10 一)	個別法で定められた主要業務である。(機構法 § 1 二)	個別法で定められた主要業務である。(機構法 § 10 三、四)	個別法で定められた主要業務である。(機構法 § 10 五)	個別法で定められた主要業務である。(機構法 § 10 六)	個別法で定められた主要業務である。(機構法 § 10 七)	個別法で定められた主要業務である。(機構法附則 § 7)
事業開始からの継続年数		33年	19年	14年	7年	10年	2年	42年

(1) 事務・事業 のゼロベース での見直し	これまでの見直し内容	昭和63年に、旧第一種地域(41地域)の指定が解除され、新たな患者の認定は行ってない。(ただし、既認定患者への補償等は継続)	特殊法人整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)を受けて、中期目標、中期計画において次の事項を実施 基金収入の減少見込みに対応して、健康相談・健康診査機能訓練を行う地方公共団体等への助成に重点化 機構が直接実施する調査研究等の事業を縮減	平成12年度においては、日本新生のための新発展政策を受けて特別枠を新たに設けた。(平成13年度に分野追加) 循環型社会形成 日中韓三方国環境協力活動情報基盤整備 平成14年度においては、京都議定書締結、地球温暖化対策推進法改正を受け特別枠を新たに設けた。 地球温暖化防止活動への積極的支援 持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグサミット)の成果を踏まえ、総合環境教育分野を重点分野	なし	平成17年の廃掃法の改正により、平成18年4月1日より、それまで維持管理積立金の対象外だった最終処分場についても維持管理積立金を積み立てることとなった。	国は石綿健康被害救済法の施行後5年以内に施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な見直しを行うことと規定されている。(石綿健康被害救済法附則第6)	特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)により、建設譲渡事業は廃止を含め見直しを行うこととされ、機構発足時に環境事業団から承継した事業が平成19年3月31日をもって完了したため、建設譲渡事業はすべて終了している。
	国の重点施策との整合性	公健法第1条に定める大気汚染又は水質汚濁の影響による健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図るものである。	公健法第1条に定める大気汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業を行うことにより、地域住民の健康の確保を図るものである。	国の環境政策と協働して民間団体が行う環境保全活動を振興、推進することは、環境基本法、環境基本計画、21世紀環境立国戦略でも取り上げられているように、我が国の環境政策の重要な柱のひとつである。	PCB特措法第1条に定める長期にわたり処分されていないPCB廃棄物の適正処理を推進するため、また、第3次環境基本計画に定められている「PCB廃棄物の平成28年度までの完了」のために必要な事業である。	廃掃法第8条の5により最終処分場の埋立終了後における維持管理を適正に行うため、また、第3次環境基本計画に定められている「最終処分場の埋立終了後の管理の徹底」を実現するために必要な業務である。	石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿健康被害救済法に基づき、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿健康被害者の迅速な救済を図るものである。	特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)により、債権回収については、平成14年度から積極的に民間委託を実施し効率的な回収を行っている。
	受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	受益者は大気汚染や水質汚濁により健康被害を受けられた公害患者であり、汚染原因者(工場・事業場8割、自動車保有者(自動車重量税)2割)が全額を負担している。	汚染原因者等の拠出により予防基金を設け、その運用収入を財源として、地域住民を対象にぜん息等の発症の予防から健康回復までの一連の事業を行うものである。	環境保全という公益実現のための事業であり、受益者は広範に及ぶことから、受益と負担の関係はない。	PCB廃棄物保有者は処理のための費用負担を義務付けられており、中小企業者等が保管する大型のPCB廃棄物(トランスコンデンサ等)の処理に要する費用等の軽減を図ることによりPCB廃棄物の処理を促進しているものであり、受益者特定という考え方に馴染まない。	最終処分場設置者に義務付けられた維持管理積立金の管理業務は、廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用を予め徴収し、維持管理が始まる時に拠出するものであり、受益者特定という考え方に馴染まない。	受益者は石綿による健康被害(中皮腫、肺がん)を受けられた方及びその御遺族(労災補償等の対象とならない方)で、国、地方公共団体及び事業者からの拠出金により救済給付を支給しているものである。	環境保全対策として実施した建設譲渡事業の受益者は地域住民など広範に及び、公益性の極めて高い事業であることから、受益と負担との関係はない。
	財政支出への依存度 (国費/事業費)	18.2%(国費 11,116,166千円/事業費 61,045,728千円) 大気汚染の原因物質を排出する自動車に係る分として、自動車重量税から補償等に係る費用の2割を負担	財政支出への依存はない (平成20年度においては予算要求中)	89.4%(国費 823,888千円/事業費 921,208千円)	30.4%(国費 2,103,091千円/事業費 6,908,591千円)	18.9%(国費 17,445千円/事業費 92,207千円)	85.9%(国費 7,820,794千円/事業費 9,099,242千円)	10.6%(国費 4,825,741千円/事業費 45,536,491千円)
	これまでの指摘に対応する措置	別紙1に記載	該当なし	別紙1に記載	該当なし	該当なし	該当なし	別紙1に記載
	諸外国における公的主体による実施状況	他に類似の制度はない。	他に類似の制度はない。	例えば、英国:環境活動基金(EAF)(環境・食料・農村地域省)、オーストラリア:環境・文化遺産保護のためのボランティア団体への補助金プログラム(環境・自然/文化遺産省)、カナダ:エコアクション・コミュニティ補助金プログラム(環境省)、米国:環境的公正のためのコミュニティ・グループ対象補助金プログラム(環境保護庁)	他に類似の制度はない。	他に類似の制度はない。	例)フランス:FIVA(石綿被害者補償基金)	他に類似の制度はない。
	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)	現在も約5万人の公害患者に補償等を行っており、制度の目的に即した効果が現れているものと考えている。	アンケート調査等によれば、症状の改善などが見られ、国からの出資に見合う効果が得られていると考えている。	平成5年の基金創設以降、民間団体が行う環境保全活動に対し助成した件数は、延べ2,555件に上っている。こうした活動助成が呼び水となり、また、近年の地球環境問題の広がり、民間の環境意識の高まりも相まって、環境保全に従事する民間団体の数は、内閣府によれば、約8,500団体と飛躍的に増加している。	助成金の支出により、PCB廃棄物の処理が逐次実施されている。	埋立終了後の最終処分場の維持管理が適切に実施されている。	平成19年7月末時点で約2,700人の方々に対し救済給付の支給を行っており、制度の目的に即した効果が現れているものと考えている。	中期計画の目標である正常債権以外からの回収については、目標の200億円を上回る回収(330億円)を達成しており、回収金は全て財政融資資金貸付金への返済に充てられている。
	事務・事業が真に不可欠かどうかの評価	真に不可欠である	真に不可欠である	真に不可欠である	真に不可欠である	真に不可欠である	真に不可欠である	真に不可欠である

事務・事業の見直し案（具体的措置）		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	行政サービス実施コストに与える影響（改善に資する事項）								
	理由								
(2) 事務・事業の 民営化の検討	民営化の可否	否	否	否	否	否	否	否	
	事業性の有無とその理由								
	民営化を前提とした規制の可能性・内容								
	民営化に向けた措置								
	民営化の時期								
	否 民営化しない理由	汚染原因者に負担を求め、公害健康被害者に対する給付を確実に進めていくため、賦課金の徴収等には公的な強制力が必要であり、また賦課金の徴収業務（督促及び滞納処分を含む。）は、国民の権利利益を制限する行為であるため、公的機関において厳格かつ公正な制度運営を行う必要がある。	本事業は、公害健康被害補償制度との一体性確保等の要請があること、収益性がないことから公的機関において責任を持って実施する必要がある。	国の環境政策と協働して民間団体が行う環境保全活動を振興、推進することは、環境基本法、環境基本計画、21世紀環境立国戦略でも取り上げられているように、我が国の環境政策の重要な柱のひとつであり、国あるいは政策実施機関が自ら実施すべき業務である。また、地球環境基金は国からの出資に加えて民間からの資金を預かり造成されたものであり、公的な機関において確実に管理し、事業の実施については、中立性、公平性、公正性を確保する必要があるため、公的機関が責任をもって行うべき業務である。	PCB廃棄物の適正処理の推進は喫緊の課題であり、民間や地方公共団体では実施困難な全国的、広域的な処理体制の確保を公的機関が責任をもって行うべき業務である。	本事業は、最終処分場の埋立終了後に係る維持管理に必要な費用を、埋立期間中に、最終処分場の設置者に積み立てさせるものであり、当該積立金の管理は公正に行う必要がある。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5） また、設置者が積み立てた積立金は利息を含め、全額が維持管理費用に充てられるため、公的機関において実施する必要がある。	本業務は国が行政的な救済措置を講じるものであるため本来国の業務であると言えるものであり、公的機関において責任を持って実施する必要がある。	一部の回収が困難な債権については、既にサービスに外部委託して回収を進めているが、その他の債権については機構自らが適切かつ確実に管理回収を行い財政融資資金の返済責任を果たしていく。また、建設譲渡事業者としての譲渡後の施設に係る瑕疵担保責任を負うことや貸倒などのリスクが大きいなどのため十分な収益があるとは認識しておらず民営化は困難であり、機構が自ら実施していくことが必要不可欠である。	
(3) 官民競争入札 等の積極的活用	該当する対象事業	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及戦略	a施設の管理・運営、b研修、d.国家試験等、e相談、e広報・普及戦略	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及戦略	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及戦略	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及戦略	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及戦略	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、d相談、e広報・普及戦略	
	官民競争入札等の実施の可否	引き続き一部可	否	否	「独立行政法人整理合理化計画」の策定に係る基本方針においては、官民競争入札等の適用の対象とされている業務ではない。	「独立行政法人整理合理化計画」の策定に係る基本方針においては、官民競争入札等の適用の対象とされている業務ではない。	否	「独立行政法人整理合理化計画」の策定に係る基本方針においては、官民競争入札等の適用の対象とされている業務ではない。	
	可 今後の対応	入札種別（官民競争/民間競争）	民間競争						
		入札実施予定時期	平成20年10月						
		事業開始予定時期	平成21年4月						
		契約期間	5年						
否 導入しない理由	公害患者補償のための賦課金を企業から徴収する業務の一部については引き続き民間に開放するとともに、契約方式について競争的契約方式に移行する。なお、給付を行うために確実な徴収を実施する上で公的な強制力が必要な業務については、公的機関において責任を持って確実に実施する必要がある。	予防事業における知識普及事業（広報）や研修は、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究の成果を活かすとともに、地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業等の助成事業を効果的に行うために行っているものであり、これらの事業と一体として行うことが必要不可欠であり、公的機関において責任を持って実施する必要がある。	地球環境基金事業における研修や広報は、NGO等民間団体が行う環境保全活動を振興するために進めているものであり、日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組みNGO等民間団体への助成事業と一体として行うことが必要不可欠であると考えているため、公的機関において責任を持って実施する必要がある。	本業務は、国が行政的な救済措置を講じるものであり、本来国が行うべき業務である。その上で、石綿健康被害救済業務における広報については、本制度の周知のために行っているものとして、これらの業務と一体として行う事が必要不可欠である。					

(4) 他の法人への移管・一体的実施	対象となる事務・事業の内容											
	移管の可否		否	否	否	否	否	否	否	否	否	
	可	移管先										
		内容										
		理由										
	否	移管しない理由	公害患者に対する確実な補償を行うため、全国にわたる汚染原因者から賦課金を徴収するなどの業務であり、類似の事務・事業を行っている独立行政法人は存在せず、地方公共団体への移管も不適当。	大気汚染の影響による健康被害の予防のための業務であり、類似の事務・事業を行っている独立行政法人は存在しない。また、上記の通り公害健康被害補償制度と一体的に運営する必要がある。	地球環境保全等に関する国際協力を推進するとともに、国の環境政策と整合的に民間団体の環境保全に関する多様な活動を支援する業務であり、類似の事務・事業を行っている独立行政法人は存在せず、地方公共団体への移管も不適当。	PCB廃棄物の適正処理のために、全国的・広域的な処理体制の確保を行う業務であり、類似の事務・事業を行っている独立行政法人は存在せず、地方公共団体への移管も不適当。	最終処分場の埋立終了後に係る維持管理に必要な費用を、埋立期間中に、最終処分場の設置者に積み立てさせる業務であり、また、全国にわたっている最終処分場設置者の積立金を統合して管理しているなどのため、類似の事務・事業を行っている独立行政法人は存在せず、地方公共団体への移管も不適当。	石綿健康被害者に対する確実な救済給付を行うために、健康被害者の認定審査、船員保険適用事業主等からの救済費用の徴収、医療費等の給付などを行う業務であり、類似の事務・事業を行っている独立行政法人は存在せず、地方公共団体への移管も不適当。	建設譲渡事業に係る債権は、環境事業団が財政融資資金を調達して施設を建設・譲渡し、長期割賦で回収している業務であり、類似の事務・事業を行っている独立行政法人は存在しない。			
	一体的実施の可否		否	否	否	否	否	否	否	否	否	
	可	一体的に実施する法人等										
		内容										
		理由										
否	一体的実施を行わない理由	公害患者に対する確実な補償を行うため汚染原因者から賦課金を徴収するなどの業務であり、類似の事務・事業を行っている独立行政法人は存在しない。	大気汚染の影響による健康被害の予防のための業務であり、類似の事務・事業を行っている独立行政法人は存在しない。また、上記の通り公害健康被害補償制度と一体的に運営する必要がある。	地球環境保全等に関する国際協力を推進するとともに、国の環境政策と整合的に民間団体の環境保全に関する多様な活動を支援する業務であり、類似の事務・事業を行っている独立行政法人は存在しない。	PCB廃棄物の適正処理のために、全国的・広域的な処理体制の確保を行う業務であり、類似の事務・事業を行っている独立行政法人は存在しない。	最終処分場の埋立終了後に係る維持管理に必要な費用を、埋立期間中に、最終処分場の設置者に積み立てさせる業務であり、類似の事務・事業を行っている独立行政法人は存在しない。	石綿健康被害者に対する確実な救済給付を行うために、健康被害者の認定審査、船員保険適用事業主等からの救済費用の徴収、医療費等の給付などを行う業務であり、類似の事務・事業を行っている独立行政法人は存在しない。	建設譲渡事業に係る債権は、環境事業団が財政融資資金を調達して施設を建設・譲渡し、長期割賦で回収している業務であり、類似の事務・事業を行っている独立行政法人は存在しない。				

< 組織関係 >

(5) 特定独立行政法人関係	非公務員化の可否		該当なし
	理由		該当なし
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)	石綿健康被害救済部の組織の再編を検討	
	理由	国は石綿健康被害救済法の施行後5年以内に施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な見直しをすることと規定されているため。(石綿健康被害救済法附則 § 6)	

2. 運営の徹底した効率化

(1) 可能な限りの効率化の徹底	給与水準、人件費の情報公開の状況	役職員の報酬・給与の支給の基準を定めた各種規程及び報酬・給与の水準(ラスパイレス調査)については、機構ホームページにおいて公表している。							
	役職員の給与等の対国家公務員指数 (在職地域・学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスパイレス指数)	対国家公務員指数 119.3(在職地域別 117.4、学歴構成別 113.9、在職地域・学歴構成別 115.2) 在勤地域・学歴構成を勘案し、及び国からの出向者を除くと、98.9となる。							
	人件費総額の削減状況	行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間における人員の5%以上の削減については、今中期計画期間中(平成20年度未まで)において達成する。							
	一般管理費、業務費等	現状	中期計画に定める削減を着実に実行している。						
		効率化目標の設定の内容・設定時期	一般管理費について、平成16年4月の中期計画では、中期目標期間最終年度(平成20年度)において、平成15年度比で15%(統合発足初年度である平成16年度比で10%)を上回る削減を設定 石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費については、平成18年3月の中期計画の変更で、平成20年度において平成18年度比で6%を上回る削減を設定 事業費(公害健康被害補償納付金及び石綿健康被害救済給付金を除く。)については、平成16年4月の中期計画では、毎事業年度1%以上の業務の効率化を設定。運営費交付金を充当する事業費については、平成20年度において、平成15年度比で5%を上回る削減を設定。また、債権回収委託費については、平成20年度において、平成16年度比で3割を上回る削減を設定 石綿健康被害救済関係経費に関する事業費(石綿健康被害救済給付金を除く。)については、平成18年3月の中期計画変更時に特殊要因を考慮した上で、中期計画の最終年度において平成18年度比で2%を上回る削減を設定						
	民間委託による経費節減の取組内容	機構独力では回収困難な債権のうち、早急に整理・回収を図る必要がある延滞債権等を債権回収専門会社(サービサー)に委託し、現員を増員することなく効率的な回収を図っている。(平成18年度実績16.3億円)							
	情報通信技術による業務運営の効率化の状況	機構業務における各種事務の手続きの簡素化・迅速化に資するため、情報共有化システムを整備し運用している。							
(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	情報公開の現状	機構ホームページにおいて、随意契約によることができる基準を公表するとともに、一定額以上の随意契約については、その理由等を公表し、契約の透明性を確保している。							
	見直しの方向								
	関連法人	名称	該当なし					合計	
		契約額	〃						
		うち随意契約額(%)	〃						
		当該法人への再就職者(随契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の数)	〃						
	関連法人以外の契約先	名称	㈱朝日広告社 他	詳細は別紙4に記載				合計	
		契約額	1,045百万円					1045百万円	
		うち随意契約額(%)	455百万円(43.6%)					455百万円(43.6%)	
		当該法人への再就職者(随契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の数)	0					0	
(3) 随意契約の見直し	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて(依頼)」(平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡)に記載								
(4) 保有資産の見直し	実物資産の現状と売却の考え方	別紙3に記載							
	金融資産の現状と効率的運用の考え方								

3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標の明確化	現状	「独立行政法人の中期目標等の策定指針」(平成15年4月特殊法人等改革推進本部事務局)を踏まえ、可能な限り定量的な指標を設定している。	
	今後の取組方針	引き続き、可能な限り定量的な指標を設定し、中期目標の明確化に取り組む方針である。	
(2) 国民による意見の活用	現状	機構が行う各種事業や業務の実施段階において、利用者、事業参加者及び研修受講者に対してアンケート調査を行い、参加者等のニーズを把握するとともに、事業への反映を行っている。また、外部有識者による機構業務評価委員会を設置し、専門的、客観的な立場で機構が行った業務に対する事後評価を行い、組織や業務運営に対する助言、提言を業務運営に反映させている。	
	今後の取組方針	引き続きアンケート調査等の意見の反映に努める。	
(3) 業務運営の体制整備	現状(内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況)	会計監査人及び監事が行う監査以外に内部監査を実施している。また、全職員に対して、コンプライアンス研修(個人情報保護、情報セキュリティポリシー等)を実施している。	
	今後の取組方針	引き続き研修等の充実に努める。	
(4) 管理会計を活用した運営の自立化・効率化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	公明性・透明性等を図るため、勘定別の区分経理内に業務別のセグメントを設けて管理している。	
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	上記のとおり、業務別にセグメント管理を行い、業務単位での収支管理を実施し、附属明細書にセグメント情報として開示している。	
	今後の取組方針	公明性・透明性等の向上のため、引き続き業務別にセグメント管理を実施し、財務会計情報の充実を図る。	
(5) 自己収入の増大等による財源措置	自己収入の内容(平成18年度実績)	財源	金額
	共同研究資金	件数	
	利用料		
	寄付金	募金箱設置の呼びかけの実施、環境関連イベント、機構が行う研究講座等の場を活用した募金活動のほか、民間企業からの寄付金の受入れに関し積極的な活動を行った。なお、こうした活動の結果、平成18年度については、前年度に比して約3千万円増加した。	
	知的財産権	件数	種類
	その他		
	計		51,418千円
	見直し案	引き続き、中期計画に基づき、積極的に募金等の活動を行い自己収入の増大に努める。	
(6) 情報公開の取組状況	最近改善した例	機構ホームページの石綿健康被害救済業務のサイトについては、文字拡大・音声読み上げ機能などを付加することにより、利用者のアクセシビリティ向上を図ったところ。なお、独立行政法人情報公開法に基づき、適切に開示請求に対応しているところ。	
	今後改善を予定している点	引き続き、機構ホームページについて、利用者のアクセシビリティ向上のための改修を予定	
その他			

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し これまでの指摘に対応する措置

府省名	環境省
-----	-----

法人名	事業類型(区分)	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況(措置済み、対応中、未措置)	
				内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	内容(対応年度)
独立行政法人環境再生保全機構	共済・保険・労務提供等型	公害健康被害補償業務	-	公害健康被害補償業務について、本部及び大阪支部それぞれの業務実績を把握した上で評価を行うべきである。(平成17年度)	政策評価・独立行政法人評価委員会		機構評価部会に本部及び大阪支部のそれぞれの業務実績を報告し、評価を受けた。(平成18年度)
	助成・給付・委託型	地球環境基金事業	-	地球環境基金の運用益及び運営費交付金を原資として実施されている助成事業及び振興事業については、助成事業についての助成対象の重点化の措置状況、助成の効果の把握、振興事業についての調査事業の重点化の措置状況等の把握にとどまらず、基金の造成目標、造成状況、運用状況等を勘案し、業務規模が適切かどうかの評価を行うべきである。(平成17年度)	政策評価・独立行政法人評価委員会		1.助成事業では、中期計画に従い、平成18年度に実施予定の452件の要望に対し、助成の固定化の回避や、国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に重点化し、海外への助成についても、アセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化した。 2.また、振興事業については、国の政策目標[環境保全活動の活性化方策について(平成14年12月17日中央環境審議会中間答申)]に沿って調査研究を行った。 3.機構は、中期計画で定められた事業規模の中で、環境保全に対する活動支援に係る多種多様なニーズに効率的・効果的に対応するため、その財政的制約の中で、業務を適切に実施し、評価を受けた。(平成18年度)
	助成・給付・委託型	地球環境基金事業	-	地球環境基金の運用益及び運営費交付金を原資として実施されている助成事業については、個別プロジェクトの事後評価にとどまらず、それらの個々の評価結果を活用し、実施した助成事業の成果の観点からも評価を行うべきである。(平成18年度)	政策評価・独立行政法人評価委員会		平成18年3月に「地球環境基金助成事業評価要領」を策定し、第三者機関による事後評価制度を導入したところであり、その結果については、団体にフィードバックすると同時に総括評価を公表し、併せて、今後の助成金交付募集要領・審査方針に反映させることにより、助成事業の効果的かつ効率的実施につなげていくこととしている。 なお、適切に評価を実施するため、助成対象団体に対して活動における到達目標を掲げさせており、可能な限り定量的な目標設定を求めていくこととしている。
	共済・保険・労務提供等型	承継業務	-	旧環境事業団から承継した建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理・回収事業については、正常債権以外の債権からの回収が、中期目標における目標額を達成したことを踏まえ、引き続き適正かつ積極的な債権回収を更に促すという観点から評価を行うべきである。(平成18年度)	政策評価・独立行政法人評価委員会		中期計画の目標である正常債権以外の債権から200億円を上回る回収については、平成16年度及び平成17年度にて達成したが、200億円はあくまで通過点と考え、平成18年度も回収に努力した結果、年度計画の40億円を上回って達成することができた(69億円)。なお、今後は回収困難な事案が残ることから、中期計画の達成に向け一層の回収努力を続けることが肝要と考えている。

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。
なお、別紙1-2「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)に記載の指摘事項はすべて記載してください。

関連法人以外の契約締結先一覧

契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約方式	契約金額(千円単位)	備考
APアウトソーシング㈱ 東京都新宿区津久戸町1-8	随意契約	4,529	
NECネクソソリューションズ㈱ 行政ソリューション事業部 東京都港区三田1-4-28	一般競争契約	4,094	
NECネットエスアイ㈱ 東京都品川区東品川1-39-9	一般競争契約	3,518	
あずさ監査法人 東京都新宿区津久戸町1番2号	随意契約	22,050	
エコ・カーフェア埼玉2006実行委員会 さいたま市浦和区高砂3-15-1	随意契約	2,000	
エム・ユー・フロンティア債権回収㈱ 東京都中野区本町2-46-1	随意契約	-	企画競争
大阪市立大学大学院 新宅 治夫 大阪府大阪市阿倍野区旭町1-4-3	随意契約	9,396	公募
かながわ地球環境保全推進会議 神奈川県横浜市中央区 日本大通1番地	随意契約	1,667	
株式会社タナカ 東京都千代田区神田東松下町17番 地もとみやビル6F	一般競争契約	2,368	
株式会社富士植木 東京都千代田区九段南4-1-9	随意契約	2,100	
環境デーなごや実行委員会 愛知県名古屋市中区三の丸3-1-1	随意契約	2,000	
北九州エコカーフェア2006実行委員会 福岡県北九州市小倉北区内1-1	随意契約	2,000	
神戸市 兵庫県神戸市中央区加納町6-5-1	随意契約	2,000	
国立成育医療センター 大矢 幸弘 東京都世田谷区大蔵2-10-1	随意契約	14,000	公募
国立病院機構下志津病院 西牟田 敏之 千葉県四街道市鹿渡934-5	随意契約	14,984	公募
千 千			
社団法人世界経営協議会 会長 小林陽太郎 東京都港区愛宕1丁目2番2号 虎ノ門9森ビル	随意契約	4,708	
社団法人日本国際民間協力会 京都府京都市中京区六角通新町 西入西六角町101番地	随意契約	1,691	
第一リース㈱ 東京都港区赤坂8-4-14	随意契約	1,450	
泰正・天龍経常建設共同企業体 東京都中央区京橋2-4-12	随意契約	1,365	
東京海上日動リスクコンサルティング㈱ 東京都千代田区丸の内1-2-1	随意契約	9,000	企画競争
特定非営利活動法人 地域の未来・支援センター 愛知県名古屋市中区富士見町9-16	随意契約	2,660	
特定非営利活動法人 「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議 東京都渋谷区神宮前5丁目53番67号	随意契約	5,800	
特定非営利活動法人 パートナーシップ・サポートセンター 愛知県名古屋市中区千種区1-11-21 ファースト池下ビル4階	随意契約	3,400	
特定非営利活動法人環境市民 京都府京都市中京区寺町二条下る 呉波ビル3階A	随意契約	3,600	
特定非営利活動法人国際協力NGOセンター 東京都新宿区西早稲田2-3-18	随意契約	2,600	
特定非営利活動法人宮崎文化本舗 宮崎県宮崎市橘通東 3丁目1番11号アゲインビル2F	随意契約	1,508	
	随意契約	1,822	
	小計	3,330	

関連法人以外の契約締結先一覧

契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約方式	契約金額(千円単位)	備考
(財)公害地域再生センター 大阪府大阪市西淀川区千舟1-1-1	随意契約	2,000	
	随意契約	5,400	
	小計	7,400	
(財)自然環境研究センター 東京都台東区下谷三丁目10-10	随意契約	1,410	
	随意契約	5,000	企画競争
	小計	6,410	
(財)ひょうご環境創造協会 兵庫県神戸市須磨区行平町3丁目1番31号	随意契約	2,700	
(財)水島地域環境再生財団 岡山県倉敷市水島西栄町13-23	随意契約	1,800	
(財)北九州国際技術協力協会 福岡県北九州市八幡東区平野1-1-1	随意契約	1,136	企画競争
	随意契約	1,179	企画競争
	小計	2,315	
(有)タケマエ 東京都千代田区六番町1番地	一般競争契約	2,256	
(財)オイスカ 東京都杉並区和泉3-6-12	随意契約	2,204	企画競争
	随意契約	5,540	
	小計	7,744	
(財)水と緑の惑星保全機構 東京都港区西新橋2-16-2	一般競争契約	1,817	
	一般競争契約	8,022	
	小計	9,839	
(財)生態系トラスト協会 高知県高知市長浜4964-12	随意契約	1,452	
(財)日本システム開発研究所 東京都新宿区富久町16番5号	随意契約	4,001	
(財)日本科学技術振興財団 東京都千代田区北の丸公園2-1	随意契約	3,995	企画競争
(有)ノベル 東京都港区赤坂三丁目19番9号	随意契約	3,668	
	随意契約	1,247	
	小計	4,915	
図書印刷㈱ 東京都港区高輪1-3-13	随意契約	9,608	企画競争
ニッセイエプロ㈱ 東京都港区新橋5-20-4	一般競争契約	11,414	
	一般競争契約	8,757	
	小計	20,171	
日本電気㈱ 官庁営業本部 東京都港区芝5-7-1	随意契約	30,961	
八光社梱包運輸㈱ 東京都中央区 日本橋茅場町2-8-1	随意契約	1,210	
福岡県 福岡県博多区東公園7-7	随意契約	7,000	
富士フィルムメディカル㈱ 東京都中央区銀座7-13-8	一般競争契約	8,379	
前田印刷㈱ 東京支店 東京都新宿区五軒町1-9	指名競争契約	2,720	
みえ環境県民運動協議会 三重県津市島崎町3-1	随意契約	1,750	
みずほ情報総研㈱ 東京都千代田区神田錦町2-3	一般競争契約	8,739	
	随意契約	4,725	企画競争
ヤマト運輸㈱ 神奈川県横浜市港北区綱島東5-5-55	随意契約	1,012	
(有)生田編集事務所 東京都新宿区矢来町115-903	随意契約	15,000	企画競争
株式会社 毎日広告社 東京都千代田区一ツ橋1-1-1	随意契約	2,000	企画競争
	随意契約	14,998	企画競争
	小計	16,998	
	一般競争契約	2,363	
	一般競争契約	13,020	
	一般競争契約	6,825	
	小計	22,208	

関連法人以外の契約締結先一覧

契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約方式	契約金額(千円単位)	備考
株式会社堀場製作所 京都市南区吉祥院宮の東町2	随意契約	17,541	
(株)アイネット 東京都中央区銀座7-16-21	一般競争契約	2,977	
(株)アヴァンティスタッフ 東京都千代田区大手町2-2-1	随意契約	1,887	企画競争
(株)朝日広告社 東京都中央区銀座7-16-12	一般競争契約	7,852	
	一般競争契約	16,690	
	一般競争契約	16,590	
	一般競争契約	2,153	
	一般競争契約	1,418	
	小計	44,701	
	随意契約	13,073	
	随意契約	14,999	企画競争
	随意契約	14,994	企画競争
	小計	43,066	
(株)イチエ 東京都中央区新川1-15-3	一般競争契約	2,993	
	一般競争契約	2,718	
	一般競争契約	1,504	
	一般競争契約	1,218	
	小計	8,433	
(株)エスアールエル 東京都立川市曙町2-41-19	随意契約	1,342	
(株)オリコム 東京都港区東新橋1-5-2	一般競争契約	16,695	
(株)国際マイクロフォト研究所 神奈川県横浜市中区山下町123-1	随意契約	2,490	
(株)三友システムアプライザム 東京都千代田区平河町1-2-10	一般競争契約	12,023	
(株)ジェイ・アイ・シー 東京都品川区上大崎2-24-9	随意契約	16,990	
	随意契約	6,999	企画競争
	小計	23,988	
(株)秀巧堂 広島県広島市中区中島町9-16	随意契約	3,149	
	随意契約	2,384	
	随意契約	6,988	企画競争
	小計	12,520	
(株)スタッフサービス 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1	随意契約	3,157	
	随意契約	2,617	
	小計	5,773	
(株)スタッフジャパン 東京都中央区銀座1丁目16-7	随意契約	3,086	
(株)セレスポ 東京都豊島区北大塚1-21-5	随意契約	25,998	企画競争
(株)ダイナモ 東京都渋谷区神宮前三丁目18-6	随意契約	15,498	企画競争
(株)タカラトミー 東京都葛飾区立石7-9-10	随意契約	3,024	
(株)田中印刷 東京都新宿区上落合1-14-2	随意契約	4,994	
(株)クマ秀版社 板橋区宮本町30-1	随意契約	1,266	
(株)帝国データバンク 東京都港区南青山2-5-20	一般競争契約	3,780	
(株)電通 東京都港区東新橋1-8-1	一般競争契約	10,016	
(株)トーコン・システムサービス 東京都文京区本郷1-18-6	一般競争契約	8,705	
(株)パソナ 神奈川県横浜市西区北幸1-6-1	随意契約	3,607	
	随意契約	3,921	
	随意契約	4,304	
	小計	11,832	

関連法人以外の契約締結先一覧

契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約方式	契約金額(千円単位)	備考
(株)日立情報システムズ 品川区大崎1-2-1	随意契約	68,704	
(株)フジサンケイアドワーク 東京都千代田区有楽町2-2-1	一般競争契約	12,525	
(株)フレイベル館 東京都文京区本駒込6-14-9	随意契約	1,425	
(株)ブレック研究所 東京都千代田区麹町3-7-6	随意契約	2,415	
(株)毎日映画社 東京都千代田区一ツ橋1-11-1	随意契約	15,803	
(株)メディカルレビュー社 東京都文京区湯島3-19-11	随意契約	1,590	
(株)レモン 新宿区荒木町14番地	随意契約	7,943	
	随意契約	3,174	
	小計	11,117	
	一般競争契約	1,094	
	一般競争契約	4,292	
	小計	5,386	
(株)産通 東京都中央区銀座1-19-14	一般競争契約	2,100	
	一般競争契約	1,712	
	小計	3,812	
(株)志群システムズ 茨城県つくば市吾妻3-10-13	随意契約	2,306	
(株)東京法規出版 文京区本駒込2-29-22	随意契約	5,000	
	随意契約	14,546	企画競争
	随意契約	4,993	企画競争
	小計	24,538	
(株)読売エージェンシー 東京都千代田区富士見2-1-12	一般競争契約	8,400	
(株)日通総合研究所 港区東新橋1-9-3	随意契約	4,885	
(株)法研 東京都中央区銀座1-10-1	随意契約	2,480	
財団法人日本気象協会 首都圏支社 東京都豊島区東池袋3-1-1	随意契約	1,970	
松下エコシステムズ(株) 愛知県春日井市鷹来町字下仲田4017番地	随意契約	30,000	
人と組織と地球のための国際研究所 千葉県浦安市当代島 2-7-8-306	随意契約	1,700	企画競争
生物多様性JAPAN 東京都文京区春日1-13-27 中央大学理工学部地学生物学教室内	随意契約	1,635	企画競争
低公害車フェアinnおおさか実行委員会 大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16	随意契約	3,000	
帝京大学 大田健 東京都板橋区加賀21-11-1	随意契約	17,400	公募
帝京大学医学部溝口病院 滝澤始 川崎市高津区溝口3-8-3	随意契約	10,790	公募
特定非営利活動法人 さっぽろ自由学校「遊」 北海道札幌市中央区南1条西5丁目 愛生館ビル2階	随意契約	1,517	
特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター 宮城県仙台市青葉区大町2-6-27 岡元ビル4F	随意契約	1,475	企画競争
特定非営利活動法人 ねおす 北海道札幌市中央区宮の森 2条14-1-14	随意契約	1,469	
特定非営利活動法人 パートナーシップ・サポートセンター 愛知県名古屋千種区1-11-21 ファースト池下ビル4階	随意契約	1,380	企画競争

関連法人以外の契約締結先一覧

契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約方式	契約金額(千円単位)	備考
特定非営利活動法人 市民活動センター神戸 兵庫県神戸市中央区 元町通6-7-9 秋毎ビル	随意契約	1,491	企画競争
特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター 東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル6階	随意契約	2,175	企画競争
独立行政法人国立病院機構相模原病院 秋山一男 相模原市桜台18-1	随意契約	17,099	
日本医科大学呼吸器ケアクリニック 木田厚瑞 千代田区九段南4-7-15	随意契約	12,513	公募
日本印刷(株) 東京都千代田区外神田6-3-3	指名競争契約	2,804	
	随意契約	2,567	
日本通運(株)首都圏旅行支店 東京都港区東新橋1-9-3	一般競争契約	3,144	
	一般競争契約	1,881	
	小計	5,025	
富士ゼロックス(株) 東京都港区六本木三丁目1番1号	一般競争契約	62,798	
	一般競争契約	1,141	
	一般競争契約	10,414	
	小計	74,354	
	随意契約	1,361	
	随意契約	1,756	
	随意契約	4,111	
富士通(株) 官公庁ソリューション事業本部 統一総括営業本部 東京都港区東新橋1-5-2	随意契約	1,361	
	随意契約	6,248	
	随意契約	6,372	
	随意契約	30,203	
	小計	42,823	
	一般競争契約	3,340	
	一般競争契約	9,346	
文殊システム(株) 東京都新宿区西新宿八丁目13番地11号	随意契約	2,100	
	随意契約	1,260	
	小計	3,360	
野崎印刷紙器(株) 神奈川県川崎市幸区古市場1-52	一般競争契約	1,026	
有隣堂ソリューションズ(株) 神奈川県横浜市戸塚区品濃町881-16	一般競争契約	5,174	
	一般競争契約	1,961	
	小計	7,136	

契約額	1,044,627
うち随意契約額 (%)	455,165 (43.57%)
当該法人への再就職者(随契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在籍している役員の数)	0

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人環境再生保全機構	府省名	環境省
資産との関連を有する事務・事業の名称	承継業務		
資産との関連を有する事務・事業の内容	既に着手している建設譲渡事業(法附則第7条第1項第1号)(平成19年3月31日で施設整備を終了)設置され、及び譲渡された施設等の割賦金債権又は貸付債権の管理及び回収(法附則第7条第1項第2号及び第3号)		
国からの財政支出額	4,825,741千円	支出予算額	45,536,491千円
対19年度当初予算増減額	36,696千円	対19年度当初予算増減額	1,871,885千円
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	<p>実物資産については、別紙3にのみ記入。</p> <p>金融資産・積立金については、別紙に計上した金融資産のうち、上述の事務・事業と関連を有する資産の具体的内容と見直しの具体的措置内容・理由を簡潔に記載すること。</p>		

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

府省名：環境省		独立行政法人名：独)環境再生保全機構					
No.	施設名等	区分	所在地	合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

No.	延面積 (㎡)	建築年次	建築年次	経年	経年	耐用年数	階層	法 規 制			利用率
		(新)	(古)	(新)	(古)			用途地域	建ぺい率	容積率	
1	573.25	1971	-	36年	-	47年	4階	準住居地域	60%	200%	27.65%

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

No.	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
		計	土地	建物	その他					
1	なし	90	90	0	-	105	8	2(職員用宿舎)	なし	

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 環境再生保全機構			府省名	環境省
No.	1	施設名	戸塚宿舎	用途	8 (職員用宿舎)
<p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <p>高速横浜環状南線の建設予定地域となっているため、次期中期計画期間内に売却を予定している。</p>					
<p>売却する場合、売却予定時期：平成22年以降</p> <p>自らの保有が必要不可欠な理由</p>					

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 環境再生保全機構(承継勘定)	府省名	環境省						
金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)									
A	合計	: 134,119 百万円	<table border="0"> <tr> <td>内 貸付金</td> <td>:</td> <td>601 百万円</td> </tr> <tr> <td>内 割賦債権</td> <td>:</td> <td>125,347 百万円</td> </tr> </table>	内 貸付金	:	601 百万円	内 割賦債権	:	125,347 百万円
内 貸付金	:	601 百万円							
内 割賦債権	:	125,347 百万円							
B	現金及び預金	: 8,171 百万円							
C	有価証券	: 百万円							
D	受取手形	: 百万円	内 貸付金 : 百万円						
E	売掛金	: 118,631 百万円	内 割賦債権 : 118,631 百万円						
F	投資有価証券	: 百万円							
G	関係会社	: 百万円	… 関係会社株式						
H	関係会社	: 百万円	… その他の関係会社有価証券						
I	長期貸付金	: 百万円	… J・K以外の長期貸付金						
J	長期貸付金	: 百万円	… 役員又は職員に対するもの						
K	長期貸付金	: 百万円	… 関係法人に対するもの						
L	破綻債権等	: 7,317 百万円	<table border="0"> <tr> <td>内 貸付金</td> <td>:</td> <td>601 百万円</td> </tr> <tr> <td>内 割賦債権</td> <td>:</td> <td>6,716 百万円</td> </tr> </table>	内 貸付金	:	601 百万円	内 割賦債権	:	6,716 百万円
内 貸付金	:	601 百万円							
内 割賦債権	:	6,716 百万円							
M	積立金	: 百万円							
N	出資金	: 百万円							
<p>A～Nの各項目については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(平成17年6月29日改訂)における次の各項目に対応させるものとする。また、D・Eについて、引当金控除後ベースとする。</p> <p>A: B～Lの合計値 / B: 「第9 流動資産」(1) / C: 同(2) / D: 同(3) / E: 同(4) F: 「第13 投資その他資産」(1) / G: 同(2) / H: 同(3) / I: 同(4) / J: 同(5) / K: 同(6) / L: 同(7) / M及びN: 同(12)</p>									

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	独) 環境再生保全機構(承継勘定)	府省名	環境省
<p>受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性</p> <p>建設譲渡事業は、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)を受け、平成19年3月31日の譲渡分をもってすべて廃止されている。よって新たに売掛金(割賦譲渡元金)は発生しない。</p>			
<p>不良化している債権(L)の早期処分の方向性</p> <p>「環境事業団・独立行政法人における債権・債務処理方針(平成14年12月24日)」において、第1期中期計画(平成16年度～平成20年度)期間中に返済確実性があると認められる債権を除き迅速に償却処理を行うこと、また第2期中期計画期間中(平成21年度～平成25年度)に間接償却も含め償却処理を完了するとされている。また、独立行政法人環境再生保全機構中期計画(平成16年4月1日)において、第1期中期計画期間中に正常債権以外の債権から200億円を上回る回収を見込むこと等とされている。平成18年度末までの正常債権以外の債権からの回収額は累計で330億円であり、中期計画の額を大幅に上回っている。</p>			
<p>既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性</p> <p>環境事業団から承継した債権の管理回収業務は、「環境事業団・独立行政法人における債権・債務処理方針」及び「独立行政法人環境再生保全機構中期計画」に沿って行っており、債権の売却等は予定していない。仮に売却等をする、多額の損失が予想され、新たな財政負担となる。</p>			
<p>政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性</p> <p>通常の業務活動以外の金融債権はない。また通常の業務活動により金融資産も中期計画等に掲げる目標額を大幅に上回って回収しており、政策目標に比して過大と考えられる金融資産はない。</p>			

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

(その他型)			
事業類型	<input type="checkbox"/> 医療・福祉・検査・審査 <input type="checkbox"/> 製造・生産 <input checked="" type="checkbox"/> 共済・保険・労務提供等		
事務・事業の名称	公害健康被害補償業務		
事務・事業の内容	大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務(機構法 § 10 一)		
国からの財政支出額	11,116,166	支出予算額	61,045,728
対19年度当初予算増減額	251,971	対19年度当初予算増減額	1,691,299
官民競争入札等 ()	検討 理由	既に民間に開放済みであるが、契約方式について競争的契約方式に移行する。 汚染負荷量賦課金の徴収業務については、納付義務者が多く加盟する商工会議所に開放し、事務の効率化を図っているが、更に一層の効率化を目指すため。	
受益者特定 ()	受益者特定及び対価収受の可否	否 本業務は、公害患者の損害を填補し被害者の迅速かつ公正な保護を図る業務であり、対価収受という考え方に馴染まない。	
	受益者負担金 (算定方法、総計)	上記の理由により受益者負担金はない。	
	運営コスト (内訳、総計)	公害患者の補償に係る費用は、納付義務者からの汚染負荷量賦課金(80%)と、公害健康被害補償事業交付金(20%:自動車からの発生源として自動車重量税収の一部を交付)である。また、機構の事務費は、賦課金から1/2と、国からの補助金1/2である。	
	受益者負担金 - 運営コスト	上記の理由により受益者負担金はない。	
	見直し案	なし	
他の法人との一体的実施 ()	一体的に実施する法人等	類似の事務・事業を行っている独立行政法人は存在しない。	
	内容		
	理由		
法人内での一体的実施 ()	同様の事務事業を実施している施設	石綿健康被害救済業務	
	一体的実施の可否	一体実施は出来ない。	
	内容	石綿健康被害救済業務は、石綿による健康被害を受けた者の認定と、政府からの交付金、地方公共団体及び事業者からの拠出金を基に認定患者を救済給付を行う業務である。	
	理由	補償業務の公害患者は、現在も約5万人おり、引き続き補償等を行う必要があること。一方、石綿健康被害救済業務は、石綿による健康被害者が、今後しばらく増えると想定されたことから、既存の体制で対応することは非常に困難と判断され、新たな部を設置することとしたもの。	

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

(その他型)							
事業類型	<input type="checkbox"/> 医療・福祉・検査・審査 <input type="checkbox"/> 製造・生産 <input checked="" type="checkbox"/> 共済・保険・労務提供等						
事務・事業の名称	公害健康被害予防事業						
事務・事業の内容	大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務(機構法 §1 二)						
国からの財政支出額	<table border="1"> <tr> <td>300,000</td> <td>支出予算額</td> <td>7,561,381</td> </tr> <tr> <td>対19年度当初予算増減額</td> <td>対19年度当初予算増減額</td> <td>6,097,128</td> </tr> </table>	300,000	支出予算額	7,561,381	対19年度当初予算増減額	対19年度当初予算増減額	6,097,128
300,000	支出予算額	7,561,381					
対19年度当初予算増減額	対19年度当初予算増減額	6,097,128					
官民競争入札等()	検討 否 理由 予防事業における知識普及事業(広報)や研修は、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究の成果を活かすとともに、地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業等の助成事業を効果的に行うために行っているものであり、これらの事業と一体として行うことが必要不可欠であり、公的機関において責任を持って実施する必要がある。						
受益者特定()	受益者特定及び対価収受の可否	否 汚染原因者等の抛出により予防基金を設け、その運用収入を財源として、地域住民を対象にぜん息等の発症の予防から健康回復までの一連の事業を行うものであり、対価収受には当たらない。					
	受益者負担金(算定方法、総計)	上記の理由により該当なし。					
	運営コスト(内訳、総計)	上記の理由により該当なし。					
	受益者負担金 - 運営コスト	上記の理由により該当なし。					
	見直し案	上記の理由により該当なし。					
他の法人との一体的実施()	一体的に実施する法人等	類似の事務・事業を行っている独立行政法人は存在しない。					
	内容						
	理由						
法人内での一体的実施()	同様の事務事業を実施している施設	同様の事務事業を実施している施設はない。					
	一体的実施の可否						
	理由						

独立行政法人の整理合理化案様式

2. 助成事業等執行型

(単位:千円)

法人名		独立行政法人環境再生保全機構		府省名		環境省	
(助成・給付型)							
事務・事業の名称		地球環境基金事業					
事務・事業の内容		日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成業務並びに民間環境保全活動の振興に必要な調査研究等に関する業務(機構法 § 10 三、四)					
国からの財政支出額		823,888		支出予算額		921,208	
対19年度当初予算増減額		25,873		対19年度当初予算増減額		441,660	
事業の廃止・縮小とトータルコストの最小化()	事業の廃止・縮小	歳出削減の観点や国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地を踏まえた、事務・事業の廃止、縮小の検討		事業の廃止、縮小はできない。			
		理由		環境基本法第32条に定める地球環境保全等に関する国際協力、また、第3次環境基本計画に定める民間団体の環境保全に関する多様な活動を推進するための国の主要施策の一端を担う事業である。今後も、平成18年6月に閣議決定した「21世紀環境立国戦略」を踏まえた活動、2008年に我が国で開催される主要国首脳会議(G8サミット)に関係する活動等が重点化されると想定されることから本業務の必要性は高まっている。			
	トータルコスト最小化への見直し	欠損金が発生しうる場合の仕組の概要		中期計画に定められた予算の範囲内で事業を実施しており、欠損金は生じない。			
		繰越欠損金の額 (H18年度末)		該当なし			
		発生理由 (H18年度)		該当なし			
		発生した場合の処理方針		該当なし			
		繰越欠損金の推移		該当なし			
見直し案		該当なし					
成果・効果を最大化しつつ将来見込まれる財政負担を含めたトータルコストを最小化するための見直し		平成18年度から第三者による事後評価を導入したところであり、その結果については公表し、今後の助成金交付募集要領・審査方針(平成20年度)に反映させることにより、助成事業の効果的かつ効率的実施につなげていくこととしている。 また、地球環境基金の助成事業においては、これまで先駆性、斬新性などの観点に立って助成専門委員会で定められる審査方針に基づき、先導的な活動を採択しており、活動内容が類似する案件は、相対的に劣るものとして取り扱ってきた。引き続き第三者による事後評価を実施し、助成事業の効果的かつ効率的実施を図る。					
事業効果(事前、事後)()	実施状況		平成18年度から第三者による事後評価を導入したところであり、その結果については公表し、今後の助成金交付募集要領・審査方針(平成20年度)に反映させることにより、助成事業の効果的かつ効率的実施につなげていくこととしている。 また、地球環境基金の助成事業においては、これまで先駆性、斬新性などの観点に立って助成専門委員会で定められる審査方針に基づき、先導的な活動を採択しており、活動内容が類似する案件は、相対的に劣るものとして取り扱ってきた。				
	見直し案		引き続き第三者による事後評価を実施し、助成事業の効果的かつ効率的実施を図る。				
	公表状況・公表方法		助成先及び事後評価については、ホームページで公表するとともに、助成先にもフィードバックしている。				
	見直し案		引き続きホームページで公表する。				

助成・ 給付基 準 ()	基準の名称・根拠	地球環境基金助成金募集案内において審査方針、重点配慮事項を定めている。
	基準の概要	
	対象者の要件	(1)財団法人若しくは社団法人又はこれに準ずる非営利法人((2)に該当するものを除く。) (2)特定非営利活動法人 (3)法人格を有していない民間団体で一定の要件を満たすもの
	金額の算定方法	助成金対象経費の区分、費目別上限単価を規定している。
	見直し案	第三者による事後評価を踏まえ、今後の助成金交付募集要領・審査方針に反映させることにより、助成事業の効果的かつ効率的実施につなげていく。
	基準の公表状況、公表方法	冊子及びホームページでの掲載並びに各新聞機関へ冊子を送付
	見直し案	引き続き、冊子及びホームページ等により公表を行っていく。
	民間委託等の検討	国の環境政策と整合的に民間団体が行う環境保全活動を振興、推進することは、環境基本法、環境基本計画、さらには本年策定された環境立国戦略でも取り上げられているように、我が国の環境政策の重要な柱のひとつであり、国あるいは政策実施機関が自ら実施すべき業務である。また、地球環境基金は国からの出資に加えて民間からの資金を預かり造成されたものであり、公的な機関において確実に管理し、事業の実施については、中立性、公平性、公正性を確保する必要があるため、公的機関が責任をもって行うべき業務である。
	その他の見直し案	上記の理由により該当なし。

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

(その他型)			
事業類型	<input type="checkbox"/> 医療・福祉・検査・審査	<input type="checkbox"/> 製造・生産	<input checked="" type="checkbox"/> 共済・保険・労務提供等
事務・事業の名称	PCB廃棄物処理助成業務		
事務・事業の内容	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の助成等の業務(機構法 § 10 五)		
国からの財政支出額	2,103,091	支出予算額	6,908,591
対19年度当初予算増減額	209	対19年度当初予算増減額	671,638
官民競争入札等 ()	検討	「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」においては、官民競争入札等の適用の対象とされている業務ではない。	
	理由	上記の理由により該当なし。	
受益者特定 ()	受益者特定及び対価収受の可否	否 PCB廃棄物保有者は処理のための費用負担を義務付けられており、中小企業者等が保管する大型のPCB廃棄物(トランス・コンデンサ等)の処理に要する費用等の軽減を図ることによりPCB廃棄物の処理を促進するものであり、受益者特定及び対価収受という考え方に馴染まない。	
	受益者負担金 (算定方法、総計)	上記の理由により該当なし。	
	運営コスト (内訳、総計)	PCB廃棄物処理基金は、国及び都道府県からの補助金等で造成されている。また、助成金の支払先は、PCBの処理を確実に適正に行うことができると認められるものとして環境大臣が指定する者であるため、手数料等は徴収していない。	
	受益者負担金 - 運営コスト	上記の理由により該当なし。	
	見直し案	上記の理由により該当なし。	
他の法人との一体的実施 ()	一体的に実施する法人等	類似の事務・事業を行っている独立行政法人は存在しない。	
	内容		
	理由		
法人内での一体的実施 ()	同様の事務事業を実施している施設	同様の事務事業を実施している施設はない。	
	一体的実施の可否		
	内容		
	理由		

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

(その他型)			
事業類型	<input type="checkbox"/> 医療・福祉・検査・審査	<input type="checkbox"/> 製造・生産	<input checked="" type="checkbox"/> 共済・保険・労務提供等
事務・事業の名称	最終処分場維持管理積立金管理業務		
事務・事業の内容	廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理業務(機構法 § 10 六)		
国からの財政支出額	17,445	支出予算額	92,207
対19年度当初予算増減額	214	対19年度当初予算増減額	12,035
官民競争入札等 ()	検討	「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」においては、官民競争入札等の適用の対象とされている業務ではない。	
	理由	上記の理由により該当なし。	
受益者特定 ()	受益者特定及び対価収受の可否	否 最終処分場設置者に義務付けられた維持管理積立金の管理業務は、廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用を予め徴収し、維持管理が始まる時に拠出するものであり、受益者特定及び対価収受という考え方に馴染まない。	
	受益者負担金 (算定方法、総計)	上記の理由により該当なし。	
	運営コスト (内訳、総計)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5第3項の規定により維持管理積立金を管理しているものであり、手数料等は徴収していない。	
	受益者負担金 - 運営コスト	上記の理由により該当なし。	
	見直し案	上記の理由により該当なし。	
他の法人との一体的実施 ()	一体的に実施する法人等	類似の事務・事業を行っている独立行政法人は存在しない。	
	内容		
	理由		
法人内での一体的実施 ()	同様の事務事業を実施している施設	同様の事務事業を実施している施設はない。	
	一体的実施の可否		
	内容		
	理由		

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

(その他型)			
事業類型	<input type="checkbox"/> 医療・福祉・検査・審査	<input type="checkbox"/> 製造・生産	<input checked="" type="checkbox"/> 共済・保険・労務提供等
事務・事業の名称	石綿健康被害救済業務		
事務・事業の内容	石綿による健康被害の救済に関する業務(機構法 § 10 七)		
国からの財政支出額	7,820,794	支出予算額	9,099,242
対19年度当初予算増減額	83,958	対19年度当初予算増減額	83,410
官民競争入札等 ()	検討	否	
	理由	本業務は、国が行政的な救済措置を講じるものであり、本来国が行うべき業務である。その上で、石綿健康被害救済業務における広報については、本制度の周知のため行っているものとして、これらの業務と一体として行う事が必要不可欠である。	
受益者特定 ()	受益者特定及び対価収受の可否	否 本業務は国が行政的な救済措置を講じるものであるため、対価収受という考え方に馴染まない。	
	受益者負担金 (算定方法、総計)	上記理由により受益者負担金はない。	
	運営コスト (内訳、総計)	救済給付に係る費用は、国からの交付金、地方公共団体及び事業者からの拠出金をもって基金を造成し、その基金を取り崩して賄っている。 事務費は国からの交付金(1/2)、事業者(1/2)からの拠出金で賄っている。	
	受益者負担金 - 運営コスト	上記理由により受益者負担金はない。	
	見直し案	なし	
他の法人との一体的実施 ()	一体的に実施する法人等	類似の事務・事業を行っている独立行政法人は存在しない。	
	内容		
	理由		
法人内での一体的実施 ()	同様の事務事業を実施している施設	公害健康被害補償業務	
	一体的実施の可否	一体実施はできない。	
	内容	公害健康被害補償業務は、汚染原因者から徴収した賦課金及び交付金を、都道府県に納付し、認定患者の損害を填補し被害者の迅速かつ公正な保護を図る業務である。	
	理由	本業務は、大量の申請案件(平成18年度中約4,000件)を受理し、石綿による指定疾病であるとの認定を行った上で給付を行い、なおかつ国、地方公共団体、事業者からの拠出金等を元にした基金を運用しなければならず、公害健康被害補償業務と一体的に実施することは不可能である。そのため、本業務が発足する際、新たな部を設置することが認められたものである。	

独立行政法人の整理合理化案様式

5. 特定事業執行型

(単位:千円)

(その他型)			
事業類型	<input type="checkbox"/> 医療・福祉・検査・審査	<input type="checkbox"/> 製造・生産	<input checked="" type="checkbox"/> 共済・保険・労務提供等
事務・事業の名称	承継業務		
事務・事業の内容	既に着手している建設譲渡事業(法附則第7条第1項第1号)(平成19年3月31日で施設整備を終了)設置され、及び譲渡された施設等の割賦金債権又は貸付債権の管理及び回収(法附則第7条第1項第2号及び第3号)		
国からの財政支出額	4,825,741千円	支出予算額	45,536,491千円
対19年度当初予算増減額	36,696千円	対19年度当初予算増減額	1,871,885千円
官民競争入札等 ()	検討	「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」においては、官民競争入札等の適用の対象とされている業務ではない。	
	理由	上記の理由に頼該当なし。	
受益者特定 ()	受益者特定及び対価収受の可否	建設譲渡事業は、環境保全対策に資する緑地を計画する地方公共団体からの申込みを受けて、割賦償還方式により、共同福利施設(緩衝緑地)や大気汚染対策緑地、地球温暖化対策緑地を整備し、地方公共団体に譲渡してきたものであり、受益者は地方公共団体のみならず地域住民など広範に及び、公益性の極めて高い事業であることから、対価収受には当たらない。	
	受益者負担金(算定方法、総計)	上記の理由により該当なし。	
	運営コスト(内訳、総計)	上記の理由により該当なし。	
	受益者負担金-運営コスト	上記の理由により該当なし。	
	見直し案	上記の理由により該当なし。	
他の法人との一体的実施 ()	一体的に実施する法人等	類似の事務・事業を行っている独立行政法人は存在しない。	
	内容		
	理由		
法人内での一体的実施 ()	同様の事務事業を実施している施設	同様の事務事業を実施している施設はない。	
	一体的実施の可否		
	内容		
	理由		